



佐賀県公報

平成 20 年
12 月 19 日
(金曜日)
号外第 2 号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

規 則

◎佐賀県地域産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

(八二・新産業課) 一

◎佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例施行規則

(八三・商工課) 四

◎佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

(八四・生産者支援課) 八

◎佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

(八五・農地整備課) 一〇

教育委員会事項

◎佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例施行規則の一部を改正する規則

(規則・一五) 二〇

◎市村記念体育館設置条例及び市村記念体育館使用料条例施行規則等の一部を改正する規則

(〃・一六) 三

公安委員会事項

◎佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

(規則・一六) 六

公布された規則のあらまし

○佐賀県地域産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八

二号)

1 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第七条及び様式関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例施行規則(規則第八三号)

1 求償権の放棄等の承認の申請様式を定めることとした。(第二条関係)

2 求償権の放棄等の実施及び中止の通知様式を定めることとした。(第三条関係)

3 求償権の放棄等を承認したときの議会に報告する事項を定めることとした。(第四条関係)

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八四号)

1 射撃研修センターの休場日を改めることとした。(第五条関係)

2 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第七条及び様式関係)

3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1については、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八五号)

1 土地改良法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(様式第一号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県地域産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第八十二号

佐賀県地域産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県地域産業支援センター条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削る。

第四条中「第六条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第二条とする。

第五条を第三条とする。

第六条第一項中「第六条第四項」を「第三条第四項」に改め、同条を第四条とする。

第七条を第五条とし、第八条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用料金の承認申請）

第七条 指定管理者は、条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を知事に提出しなければならない。

第九条を第八条とする。

様式第二号を削り、様式第一号を次のように改める。

様式(第7条関係)

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地
名称
代表者

印

佐賀県地域産業支援センター条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 支援センターの維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第八十三号

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例(平成二十年佐賀県条例第五十六号。以下「条例」という。)の施行に
関し、必要な事項を定めるものとする。

(求償権の放棄等の承認の申請)

第二条 佐賀県信用保証協会(以下「保証協会」という。)は、条例第三条第二項の規定により求償権の放棄又は不等価譲渡(以下「求償権の放棄等」という。)の承認を受けようとするときは、求償権放棄等承認申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(求償権の放棄等の実施及び中止の通知)

第三条 保証協会は、条例第三条第二項の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等を行ったときは、求償権放棄等実施通知書(様式第二号)により、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

2 保証協会は、条例第三条第二項の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等を行わなかったときは、求償権放棄等中止通知書(様式第三号)により、その旨を知事に通知しなければならない。

3 知事は、前項の通知を受けたときは、当該承認を取り消さなければならない

い。

(議会への報告)

第四条 条例第四条の規定により、知事が佐賀県議会に報告する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 求償権の放棄等の承認を行った日
- 二 求償権の放棄等の承認を行った額
- 三 求償権の放棄等の承認を行った中小企業者の従業員数
- 四 求償権の放棄等の承認を行った理由
- 五 その他知事が必要と認める事項

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

佐賀県信用保証協会
会 長 氏名 印

求償権放棄等承認申請書

求償権の放棄(又は不等価譲渡)を行いたいので、佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例第3条第1項の規定により承認を申請します。

記

| | | | |
|------------------------|--|------|--|
| 処 理 番 号 | | 保険種別 | |
| 債 務 者 名 | | | |
| 求償権の放棄等の予定日 | | | |
| 求償権の放棄等の事由 | | | |
| 現在の求償権残高 | | | |
| 放棄後の求償権残高・ 不等価譲渡の対価 | | | |
| 代位弁済(予定)日 | | | |

添付書類

- 1 再生計画書等の写し(別紙及び再生計画書中で参照する資料がある場合には、その写しを含む。)
- 2 日本政策金融公庫の包括保証保険約款第21条の2第1項に規定する別に定める基準に該当する放棄又は不等価譲渡である旨の協会の所見及びその根拠が記載されている書類の写し
- 3 当該債務者に対して複数口の債権を有する場合には、放棄額の配分及びその根拠を示した整理表

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

佐賀県信用保証協会
会 長 氏名 印

求償権放棄等実施通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた求償権の放棄(又は不等価譲渡)を下記のとおり実施しましたので通知します。

記

| | | | |
|-----------------------|--|------|--|
| 処 理 番 号 | | 保険種別 | |
| 債 務 者 名 | | | |
| 求償権の放棄等の実施日 | | | |
| 求償権の放棄等の実施前の求償権残高 | | | |
| 放棄後の求償権残高・不等価譲渡の対価 | | | |
| 不等価譲渡の場合の回収報告書提出(予定)日 | | | |

添付書類

- 1 債務者に提出した求償権の放棄を証する書類又は不等価譲渡先と締結した契約書等の写し
- 2 当該債務者に対して複数口の債権を有する場合には、放棄額等の配分及びその根拠を示した整理表
- 3 再生計画書等に変更がある場合にあっては、変更後の再生計画書等の写し(変更後の内容が確認できるものの抜粋で足りる。)

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

佐賀県信用保証協会
会 長 氏名 印

求償権放棄等中止通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた求償権の放棄(又は不等価譲渡)を行わなかったので通知します。

記

| | | | |
|-----------|---|------|--|
| 処 理 番 号 | | 保険種別 | |
| 債 務 者 名 | | | |
| 中 止 の 理 由 | 1 再生計画等の変更に伴う取りやめ 2 再生計画等の不成立又は実行の中止 3 その他() | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第八十四号

佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条第三項」を「第四条第三項」に改める。

第五条第一項中「第六条第四項」を「第四条第四項」に、「一週間につき一日」を「次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数」に改め、同項に次の各号を加える。

一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十一条第二項に規定する期間 一週間につき三日

二 前号に掲げる期間以外の期間 一週間につき二日

第九条を次のように改める。

（利用料金の承認申請）

第九条 指定管理者は、条例第五条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を知事に提出しなければならない。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。
様式第二号を削り、様式第一号を次のように改める。

様式(第9条関係)

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地
名称
代表者 印

佐賀県射撃研修センター設置条例第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 射撃センターの維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定（「第六条第四項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十五号

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

則

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則（昭和四十二年佐賀県規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「~~設置費~~」を「~~附則費~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 教育委員会事項

佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十九日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第十五号

佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例

施行規則の一部を改正する規則

佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例施行規則（平成十七年佐賀県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

佐賀県少年自然の家設置条例施行規則

第一条中「~~設置条例~~」を「~~条例~~」に改め、「及び佐賀県少年自然の家使用料条例（昭和五十年佐賀県条例第十五号。以下「使用料条例」という。）を削る。

第二条及び第四条第一項中「設置条例」を「条例」に改める。

第七条を次のように改める。

（利用料金の承認申請）

第七条 指定管理者は、条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を教育委員会に提出しなければならない。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

様式第二号を削り、様式第一号を次のように改める。

様式(第7条関係)

利用料金承認申請書

佐賀県教育委員会 様

年 月 日

指定管理者 所在地
名 称
代表者

印

佐賀県少年自然の家設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 少年自然の家の維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市村記念体育館設置条例及び市村記念体育館使用料条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十九日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第十六号

市村記念体育館設置条例及び市村記念体育館使用料条例施行規則等の一部を改正する規則

(市村記念体育館設置条例及び市村記念体育館使用料条例施行規則の一部改正)

第一条 市村記念体育館設置条例及び市村記念体育館使用料条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

市村記念体育館設置条例施行規則

第一条中「設置条例」を「条例」に改め、「及び市村記念体育館使用料条例(昭和三十八年佐賀県条例第四号。以下「使用料条例」という。)」を削る。

第二条及び第四条第一項中「設置条例」を「条例」に改める。

第七条を次のように改める。

(利用料金の承認申請)

第七条 指定管理者は、条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

様式第二号を削り、様式第一号を次のように改める。

様式(第7条関係)

利用料金承認申請書

佐賀県教育委員会 様

年 月 日

指定管理者 所在地
名 称
代表者

印

市村記念体育館設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 体育館の維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

(佐賀県総合運動場条例施行規則の一部改正)

第二条 佐賀県総合運動場条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第三項」を「第四条第三項」に改める。

第四条中「第八条第四項」を「第四条第四項」に改める。

第六条を次のように改める。

(利用料金の承認申請)

第六条 指定管理者は、条例第五条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

様式第二号を削り、様式第一号を次のように改める。

様式(第6条関係)

利用料金承認申請書

佐賀県教育委員会 様

年 月 日

指定管理者 所在地
名 称
代表者

印

佐賀県総合運動場条例第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 運動場の維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

(佐賀県総合体育館条例施行規則の一部改正)

第三条 佐賀県総合体育館条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第三項」を「第四条第三項」に改める。

第四条中「第九条第四項」を「第四条第四項」に改める。

第七条を次のように改める。

(利用料金の承認申請)

第七条 指定管理者は、条例第五条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

様式第二号を削り、様式第一号を次のように改める。

様式(第7条関係)

利用料金承認申請書

佐賀県教育委員会 様

年 月 日

指定管理者 所在地
名 称
代表者

印

佐賀県総合体育館条例第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 体育館の維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十九日

佐賀県公安委員会

委員長 山 口 久 美 子

◎佐賀県公安委員会規則第十六号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十一号から第十九号までを一
号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法
律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関するこ
と。

第四条第二項第一号中「第九号、第十号、第十六号、第十八号及び第二十号」
を「第九号から第十一号まで、第十七号、第十九号及び第二十一号」に改め、
同条第三項第二号中「第一項十五号」を「第一項十六号」に改める。

第三十条の二第三項中「第四条第一項第十一号から第十五号まで」を「第四
条第一項第十二号から第十六号まで」に改める。

附則

この規則は、公布日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十二月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社